

訪問看護重要事項説明書

<令和 6年 10月 1日現在>

事業所番号 第 3460190477 号

当事業所は契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇	
1. 事業者（法人）の概要
2. 事業所の概要
3. サービスの内容
4. 費用
5. 事業所の特色等
6. サービスの内容に関する苦情・相談
7. 緊急時における対応方法
8. 緊急時訪問看護体制
9. 事故発生時の対応
10. 損害賠償
11. 利用者へのお願い

1 事業者（法人）の概要

- 1) 法人名 T&T ネットワーク株式会社
- 2) 代表者氏名 藤井 正大
- 3) 設立年月日 昭和63年 10月31日

2 事業所の概要

- 1) 事業所名称及び事業所番号
 - ① 事業所名 訪問看護ステーション中野
 - ② 所在地 広島市安芸区中野2丁目3-11
 - ③ 連絡先 TEL (082) 893-6088
FAX (082) 820-2212
- ④ 事業所番号 指定 第3460190477号
- ⑤ 管理者氏名 藤原 美保

2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人)	区分		職務の内容	
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		管理業務・訪問看護	
訪問看護員	保健師				
	看護師	7	3	4	訪問看護
	准看護師				訪問看護
	理学療法士	2	2		訪問看護
	作業療法士	1	1		訪問看護
事務職員等	1		1	事務・看護補助者	

※常勤職員の正規の勤務時間帯は9:00~18:00です。

3) 事業の実施地域

事業の実施地域	安芸区(中野、中野東、船越、船越南、畑賀、瀬野西、上瀬野、矢野西) 安芸郡海田町
---------	---

4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
平日	9:00~18:00	9:00~17:00
緊急時対応等	時間にかかわらず	

※土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始は原則としてお休みさせていただきます。

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、①~⑧等の必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- ① 健康のチェック（血圧・体温・呼吸・脈拍等）や助言
- ② 日常生活の援助（入浴、清拭、洗髪、食事や排泄の介助等）
- ③ 床ずれの予防、処置
- ④ 療養生活や介護方法の指導、助言
- ⑤ 医療器具の交換、管理その他医師の指示による医療処置
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 終末期の看護
- ⑧ 在宅リハビリテーション看護

4 費用

1) 医療保険対象サービス

【料金表】

医療保険では、訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費という2つの区分があり、基本となる利用料金はそれらの合計となります。介護保険が時間単位で設定されているのに対して、医療保険の利用料金は訪問した日数などを基本としています。

・【(基本療養費+管理療養費)×日数+加算分(24時間対応体制・特別管理等)】×負担割合

負担割合	年齢や収入により1割~3割負担となります。 (公費負担医療制度あり)		
	義務教育就学前		2割
	義務教育就学後~70歳未満		3割
	70歳~75歳未満	現役並み所得者以外	2割
		現役並み所得者	3割
	後期高齢者医療の対象者	現役並み所得者以外	1割
現役並み所得者		3割	

	区分	利用料金	補足
	訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円/日
週4日以降		6,550円/日	特定の条件あり
	区分	利用料金	補足
	訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円
2日目以降		3,000円/日	—
基本となる利用料金	事例1：週に2日(月・木)の訪問看護で、月に8日間利用の場合 ⇒訪問看護基本療養費・・・5,550円×8日=44,400円 ⇒訪問看護管理療養費・・・7,670円+3,000円×7日=28,670円 ○基本となる利用料金は 44,400円+28,670円=73,070円		
	例2：週に5日(月~金)の訪問看護で、月に20日間利用の場合 ⇒訪問看護基本療養費・・・ 5,550円×12日(週3日まで・月で12日間)=66,600円…① 6,550円×8日(週4日以降・月で8日間)=52,400円…② ①+②=119,000円 ⇒訪問看護管理療養費・・・7,670円+3,000円×11日=40,670円 ○基本となる利用料金は 119,000円+40,670円=159,670円		

【加算内容】

加算内容	加算内容	料金	算定同意
24 時間対応体制加算	24 時間対応体制があり利用者・家族の同意のもとに緊急時訪問を必要に応じて行う場合 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	イ.24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 6800 円/月 ロ.イ以外の場合 6520 円/月	必要時
緊急訪問看護加算	利用者・家族の求めに応じて緊急訪問を行った場合	イ. 月 14 日目まで 2650 円/回 (1 日につき 1 回を限度) ロ. 月 15 日目以降 2000 円/回 (1 日につき 1 回を限度)	必要時
退院時共同指導加算	退院・退所に当たり、保険医療機関の主治医または職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行いその内容を文書で提供した場合 特別な管理を必要とする状態の利用者については別途特別管理指導加算を付加	8000 円/回 (厚生労働大臣が定める疾病については 2 回まで)	必要時
退院支援指導加算	要件を満たした利用者が退院日に療養上必要な指導を受けた場合、退院日翌日以降の初回に加算	90 分以内 6000 円/回 90 分を超過、又は複数回の退院支援指導合計時間が 90 分を超えた場合 8400 円/回	必要時
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、計画的な管理を行った場合	I : 5000 円/月 II : 2500 円/月	必要時
訪問看護情報提供療養費 1	利用者の同意を得て、市町村などの求めに応じて保険福祉サービスに必要な情報提供を行った場合	1500 円/月	必要時
訪問看護情報提供療養費 2	利用者及び家族の同意を得て、義務教育諸学校からの求めに応じて、医療的ケアの実施等の訪問看護の状況を提供した場合	1500 円/月	必要時
訪問看護情報提供療養費 3	入院・入所時、利用者の同意を得て主治医に情報を提供した場合	1500 円/月	必要時
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師又は看護補助者などによる訪問看護が必要な利用者で算定要件を満たす場合	2 人の看護師などによる訪問 4500 円 (週 1 回) 看護師と看護補助者の訪問 3000 円 (週 3 回)	必要時
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問が必要な利用者に対し、訪問看護を長時間行った場合	5200 円 (週 1 回を限度)	必要時
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病または特別訪問看護指示書の交付を受ける利用者に対し 1 日 2 回または 3 回の訪問を行った場合	1 日に 2 回 4500 円/日 1 日に 3 回以上 8000 円/日	必要時
訪問看護 ターミナルケア療養費 1	在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行った場合	25000 円/回	必要時
訪問看護 ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者にターミナルケアを行った場合	10000 円/回	必要時
夜間・早朝訪問看護加算	夜間 (18:00~22:00) または早朝 (6:00~8:00) に訪問看護を行った場合	2100 円/日	必要時
深夜訪問看護加算	深夜 (22:00~6:00) に訪問看護を行った場合	4200 円/日	必要時
訪問看護 ベースアップ評価料 I	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料 I として、月 1 回を限度として算定	780 円/月	必要時
訪問看護医療 DX 情報活用加算	訪問看護ステーションの看護師等 (准看護師を除く) が、電子資格確認により計画的な管理を行った場合	50 円/月	必要時

※訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問について、理学療法士等の訪問の他に、指定訪問看護開始時、および利用者の状態の変化などに合わせ、看護職員による定期的な訪問を行うことを義務付けられておりますので、ご了承下さい。

◆1 ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村に申請致しますと、高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

2) その他の費用

- サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。
- 衛生材料費は実費となります。
- 通常の営業地域以外については、所定の交通費（実費相当額）を申し受けます。
自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収させていただきます。
- 自宅近隣に駐車スペースがない場合、コインパーキングを利用させていただきます。その代金につきましては利用者負担となります。

3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	交通費・必要経費を勘案して 一律1000円

4) 利用料等のお支払方法

- サービス利用料等につきましては、口座振替にて徴収させていただきます。
- 口座振替は、当月の代金が翌月27日に引き落とされます。

5 事業所の特色等

1) 事業の目的

在宅での療養を希望する寝たきり、又は寝たきりに準ずる状態にある患者や家族に対して、療養生活に必要な知識・技術の提供と指導により、患者や家族がQOL（生活・生命・人生の質）を高められるように、看護サービスの提供を行うことを目的とする。

2) 運営方針

事業の実施にあたっては、その目的と理念に基づくとともに、介護保険制度の趣旨に従い、関係市町村、医療機関、居宅介護支援事業者、その他のサービス関係者等との連携を図り、より統合されたシステムとして運営できるよう努める。

3) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、関連法令に基づき次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。
- ② 研修等を通じて、従業者は人権意識の向上や知識、技術の向上を行います。
- ③ 個別支援計画の作成など適切な支援を実施します。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行います。

6 サービス内容に関する苦情・相談

サービス内容に関する苦情・相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所相談窓口	窓口責任者 管理者 利用時間 上記営業時間と同様 利用方法 電話（082-893-6088） 面接（当事業所相談室）
----------	---

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名及び 所在地	
	氏 名	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 （家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	

8 緊急時訪問看護体制

当事業所では、利用者及びその家族から電話等により看護に関する意見を求められたときは、常時対応・相談ができる体制にあります。（但し、担当看護師が対応するとは限りません）

なお、点滴等の医療行為には医師の診断と指示を必要とします。従いまして、営業日・営業時間外の場合は、医療行為の対応をしかねることもありますので、予めご了承下さい。

9 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関する居宅介護支援事業所に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 災害時の対応

地震、台風、火災等の災害が発生し、著しくサービスの提供が困難と考えられる時はサービスの提供を一旦見合わせ、安全確認・サービス提供体制等の準備が整い次第、サービスの再開を順次行います。また、災害発生時必要となる物資（備品など）の備蓄にも努めてまいります。

1.1 損害賠償

当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所が利用者に対して賠償すべき事故が起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書第19条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	看護事業者総合賠償保険（東京海上日動）
保険の内容	【対人】1名1事故1億円 【財物】1事故3,000万円
賠償できる事項	訪問中の事故、人格権侵害、家財破損等
当事業所の 連絡担当者	（担当者）管理者 （連絡先）082-893-6088

1.2 利用者へのお願い

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いはいたしかねますので予めご了承下さい。
- ② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮いたします。
- ③ ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。
- ④ 看護師又は事業所職員への暴言・暴力・ハラスメントその他迷惑行為は固く禁止します。